役員の選任に係る役員候補者の選出に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会（以下「この法人」という）定款第１３条に規定する役員の選任に係る役員候補者の選出について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本規則において、役員候補者とは、定款 13 条第１項により社員総会において選任される役員の対象候補者をいう。

（役員候補者の選出）

第３条　正会員は、役員候補者を理事会に推薦することができる。

2　代表理事（会長）は、役員候補者を理事会に推薦することができる。

3　理事会は、正会員あるいは代表理事（会長）からの推薦をもとに社員総会に提案する役員候補者を選出する。

附則

この規則は、令和５年３月１５日より施行する